

第21期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 状 況 の 概 要
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

第21期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）

日本社宅サービス株式会社

第21期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、につきましては、法令及び当社定款の定めに従いインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.syataku.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社が会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、職務の執行の対価として発行した新株予約権の状況は以下のとおりであります。

名称	新株予約権の 割当日	新株予約権 の個数及び 1個当たりの 株式数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第7回 新株予約権	2012年 6月12日	295個 (1個当たり 400株)	普通株式 118,000株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2012年 6月12日から 2042年 6月11日まで
第10回 新株予約権	2012年 10月25日	270個 (1個当たり 400株)	普通株式 108,000株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2012年 10月26日から 2042年 10月25日まで
第13回 新株予約権	2015年 10月30日	149個 (1個当たり 400株)	普通株式 59,600株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2015年 10月30日から 2045年 10月30日まで
第15回 新株予約権	2016年 4月14日	58個 (1個当たり 400株)	普通株式 23,200株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2016年 4月15日から 2046年 4月14日まで
第17回 新株予約権	2016年 4月14日	6個 (1個当たり 400株)	普通株式 2,400株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2016年 4月15日から 2046年 4月14日まで
第18回 新株予約権	2016年 10月31日	932個 (1個当たり 200株)	普通株式 186,400株	無償	580円	2018年 11月1日から 2020年 10月31日まで
第19回 新株予約権	2016年 10月31日	49個 (1個当たり 400株)	普通株式 19,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2016年 11月1日から 2046年 10月31日まで

名称	新株予約権の 割当日	新株予約権 の個数及び 1個当たりの 株式数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第20回 新株予約権	2016年 10月31日	4個 (1個当たり 400株)	普通株式 1,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無 償、行使の際の出資される財産 価額は1円とする。	2016年 11月1日から 2046年 10月31日まで
第21回 新株予約権	2017年 10月26日	1,327個 (1個当たり 100株)	普通株式 132,700株	無償	873円	2019年 11月1日から 2021年 10月31日まで
第22回 新株予約権	2017年 10月26日	70個 (1個当たり 200株)	普通株式 14,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無 償、行使の際の出資される財産 価額は1円とする。	2017年 10月27日から 2047年 10月26日まで
第23回 新株予約権	2017年 10月26日	13個 (1個当たり 200株)	普通株式 2,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無 償、行使の際の出資される財産 価額は1円とする。	2017年 10月27日から 2047年 10月26日まで
第24回 新株予約権	2018年 10月25日	1,561個 (1個当たり 100株)	普通株式 156,100株	無償	768円	2020年 11月1日から 2022年 10月31日まで
第25回 新株予約権	2018年 10月25日	112個 (1個当たり 200株)	普通株式 22,400株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無 償、行使の際の出資される財産 価額は1円とする。	2018年 10月26日から 2048年 10月25日まで
第26回 新株予約権	2018年 10月25日	21個 (1個当たり 200株)	普通株式 4,200株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無 償、行使の際の出資される財産 価額は1円とする。	2018年 10月26日から 2048年 10月25日まで

(注) 上記表の株式数は、以下の株式分割の分割後の株式数に換算して記載しております。

2012年5月1日付株式分割（株式1株につき2株）

2016年10月1日付株式分割（株式1株につき2株）

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役 社外取締役		監査役 社外監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数
第7回新株予約権	295個	普通株式 118,000株	3人 1人	235個 30個	0人 1人	0個 30個
第10回新株予約権	270個	普通株式 108,000株	3人 1人	226個 22個	0人 1人	0個 22個
第13回新株予約権	149個	普通株式 59,600株	3人 2人	114個 10個	1人 1人	19個 6個
第15回新株予約権	58個	普通株式 23,200株	3人 0人	44個 0個	1人 1人	11個 3個
第19回新株予約権	49個	普通株式 19,600株	6人 2人	41個 2個	1人 2人	4個 2個
第22回新株予約権	70個	普通株式 14,000株	8人 2人	53個 4個	1人 3人	5個 8個
第25回新株予約権	112個	普通株式 22,400株	8人 2人	77個 8個	1人 3人	10個 17個

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権の状況

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数	
第24回新株予約権	1,625個	普通株式 162,500株	当社従業員 当社子会社従業員（執行役員含む）	
第26回新株予約権	21個	普通株式 4,200株	当社子会社取締役及び監査役	

2 業務の適正を確保するための体制

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレートガバナンスの確立は不可欠と認識しております。2016年6月には当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、適宜、改定を行ってきました。当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして行動規範を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当役員を任命し、取組む。

担当役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報のしやすい環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関との連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策については、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にリスク管理する機構については、全社リスク管理委員会を担当委員会として位置付け、日常的・継続的なビジネスリスクのモニタリングを担う下部機関として部門リスク管理委員会を設置して業務執行に係る各種リスクを統合管理する。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を月1回、当社子会社においては当該子会社の規模及び特性に応じて適時開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議若しくはそれに準じた会議体を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

(7) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置き、対応することとする。

(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役を補助する従業員は、監査役の指示に従い業務を遂行し、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

(10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用又は債務を処理する。

3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社におけるステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動等について価値観を示した行動規範を定め実践し、組織的な啓発と社員一人ひとりによるセルフチェック等により、その浸透を図っております。

また、コンプライアンス体制の構築・維持を担当とする役員のもと、当社及び当社子会社の全役職員を対象に、理解度テストを織り込んだコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着と運用の徹底を図っております。

全部門の責任者が出席する毎月の経営会議において、担当役員からコンプライアンス活動状況を報告・確認のうえ、全員による情報共有・協議を行う等、法令遵守体制の整備・推進に努めております。

コンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセス機動性の向上のために、社内相談・通報窓口のホットラインと、社外の法律事務所を窓口とするコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、安心して相談できる窓口として機能させております。

また、法令及び定款の遵守状況の有効性については、内部監査室にて当社及び当社子会社の監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、社内規程に従い適正に保存され、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっております。

また、重要会議体の議事録は適法に作成され、保存及び管理がなされております。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制システムについて定期的に見直しを図り、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会にて確認しております。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示をすべく、「情報開示内容確認書（チェックリスト）」等を活用した、複数部門によるダブルチェック・牽制体制を整備しております。

また、内部監査室は監査を実施し、是正・改善の必要があれば、部門にて対応のうえ、報告を受け、対処しております。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関して、基本方針を社内外に示すとともに、行動規範及び反社会的勢力排除規程等において反社会的勢力との関わりについて定め、社内研修・セルフチェック等の実施を通して、全社的に取り組んでいます。

また、外部専門機関との連携により情報収集を行い、かつ定期的な確認を行うことで、当該取引を未然に防止し、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築しております。

(5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会では、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報等に関わるリスクについて、統合的リスク管理の下、必要な対応策の制定及び実施状況の監督等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が担っており、経営上の不測の事態に備え、体制を整備しております。

(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社では、各社の取締役会規程に則り、当社においては定時取締役会を月1回、当社子会社においては当該子会社の規模及び特性に応じて適時開催しております。当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名（うち2名は独立社外監査役）を含む監査役4名も出席しております。なお当社は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、2015年9月開催の第17期定時株主総会にて、新任取締役1名を加えた計2名の独立社外取締役を選任し、それ以降、独立社外取締役を2名体制としております。

取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。

また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議若しくはそれに準じた会議体を適宜開催し、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。

当社及び当社子会社において社内規程を適時適切に見直しております。当社グループ全体の中期経営計画を策定・開示のうえ、その進捗状況を定期的に検証のうえ、その達成に向けた対策を講じ、取締役会で見直しの要否も含めて審議しております。

(7) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の事業内容及び業績について当社取締役会にて定期的に報告を受け、重要事項について事前協議を行っております。当社子会社に共通もしくはグループ経営に関する事項全般の統括を当社管理部門が担い、当社子会社の経営の自主性を尊重しつつ、報告・協議等密接に連携をとっております。また、内部監査室は、子会社の監査を行い、グループ経営に則したモニタリングを実施するとともに、監査役、必要に応じて監査役会と適切な連携をとっております。

(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する従業員を専任で置いております。

(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する従業員の任命、人事異動及び人事評価に関しては常勤監査役が行う等、独立性を確保しております。また、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するために、当該従業員は常勤監査役と同じ職場に常駐して常勤監査役の指示に従って行動しております。

(10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役全員が当社取締役会に出席するとともに、常勤監査役が当社子会社の取締役会等、「内部統制システム構築の基本方針」に定める重要な会議に出席することにより、取締役及び従業員から業務の執行状況など必要な報告を受けております。また、常勤監査役が重要な決裁書類及び関係資料を閲覧できるようにし、十分な情報を得られる環境を整備しております。

監査役は、監査役会において、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員より報告を受けております。なお、監査役に報告を行った者に報告したことを理由としていかなる不利益を課してはならない旨を「内部通報規程」に定め、これを周知しております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、内部監査室の会議に出席し、報告を聴取、必要に応じて調査を求めるなど、緊密な連携を保っております。また、全監査役は監査役会において、会計監査人から期初及び四半期ごとに報告を聴取し、意見及び情報の交換を行っております。

なお、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、「監査役監査基準」に基づいて、速やかに処理しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年7月1日残高	738,722	929,872	2,889,773	△459,466	4,098,901
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	44,376	44,376			88,752
剰余金の配当			△180,516		△180,516
親会社株主に帰属する当期純利益			690,570		690,570
自己株式の取得				△57	△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	44,376	44,376	510,054	△57	598,749
2019年6月30日残高	783,098	974,248	3,399,828	△459,523	4,697,651

	その他の包括利益累計額 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
2018年7月1日残高	1,440,654	100,697	5,640,252
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			88,752
剰余金の配当			△180,516
親会社株主に帰属する当期純利益			690,570
自己株式の取得			△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	325,257	18,475	343,733
連結会計年度中の変動額合計	325,257	18,475	942,483
2019年6月30日残高	1,765,912	119,172	6,582,736

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4 社	クラシテ株式会社 クラシテ不動産株式会社 株式会社全日総管理 株式会社スリー S
---------	-----	---

非連結子会社の数	1 社	サンネクスタリーシング株式会社
----------	-----	-----------------

(連結の範囲から除いた理由)

サンネクスタリーシング株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社であり、かつ清算手続き中でありましたクラシテリノベーション株式会社は、清算が完了したため非連結子会社の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の数 1 社
会社等の名称

サンネクスタリーシング株式会社（非連結子会社）

(持分法を適用していない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法を適用していない非連結子会社であり、清算手続き中でありましたクラシテリノベーション株式会社及び関連会社でありましたスマートセキュリティサービス株式会社は、清算が完了したため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2) たな卸資産

商品

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

販売用不動産

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物(建物附属設備は除く)

イ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

イ 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～8年)に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|------------|--|
| 1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| 3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。なお、株式会社全日総管理の株式取得に対して発生したのれんは、10年間で均等償却をおこなっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 355,253千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,580,200	156,500	—	10,736,700

(注) 発行済株式の増加156,500株は、2018年9月26日開催の取締役会決議に基づき2018年10月25日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加23,300株及びストックオプション行使133,200株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,146,458	73	—	1,146,531

(注) 自己株式の増加73株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	94,337	10.0	2018年6月30日	2018年9月27日
2019年2月4日 取締役会	普通株式	86,178	9.0	2018年12月31日	2019年3月6日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	124,672	利益剰余金	13.0	2019年6月30日	2019年9月30日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第7回 ストックオプション	第10回 ストックオプション	第13回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	118,000株	108,000株	59,600株
新株予約権の残高	295個	270個	149個

	第15回 ストックオプション	第17回 ストックオプション	第18回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	23,200株	2,400株	186,400株
新株予約権の残高	58個	6個	932個

	第19回 ストックオプション	第20回 ストックオプション	第21回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	19,600株	1,600株	132,700株
新株予約権の残高	49個	4個	1,327個

	第22回 ストックオプション	第23回 ストックオプション	第24回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,000株	2,600株	156,100株
新株予約権の残高	70個	13個	1,561個

	第25回 ストックオプション	第26回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	22,400株	4,200株
新株予約権の残高	112個	21個

(注) 第21回、第24回ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な資金調達については銀行借入による方針であります。

②金融商品内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び営業立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、営業預り金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来し、その支払期日に支払いができなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、原則として当該債権の取扱い部門が主管部門となり、取引先の業績状況等を定期的にモニタリングするとともに、その取引先の回収期日及び残高等を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図るための管理体制をとっております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券のうち上場株式については、主に業務上で関係を有する企業の株式であり、毎月時価の把握を行っており、四半期決算ごとに把握された時価について取締役会等の会議体に報告されております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

借入金は、そのほとんどが社宅管理事務代行事業にともなう１ヵ月未満の短期借入金であり、事務代行の処理に合わせて資金繰り管理を実施しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,216,782	3,216,782	－
(2) 売掛金	338,153	338,153	－
(3) 未収入金	204,275	204,275	－
(4) 営業立替金	1,387,151	1,387,151	－
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,755,641	2,755,641	－
資産計	7,902,002	7,902,002	－
(1) 買掛金	169,393	169,393	－
(2) 未払金	286,718	286,718	－
(3) 営業預り金	665,536	665,536	－
(4) 前受金	327,807	327,807	－
負債計	1,449,456	1,449,456	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金、並びに(4) 営業立替金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によるものとしております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)営業預り金、並びに(4)前受金

これらは、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	
関係会社株式	10,000
その他	1,160

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	673円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	72円38銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(重要な事業の譲受)

当社は、2019年4月15日開催の取締役会に基づき株式会社リスクマネジメント・アルファ（以下「同社」）と、同社が運営する保険代理店事業について譲受けに向けた基本合意書を2019年4月18日に締結いたしました。保険代理店事業について、2019年6月10日付で同社と当社子会社（非連結子会社）であるサンネクスタリーシング株式会社において事業譲渡契約を締結し、2019年7月1日付で同社から譲受けをいたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び取得する事業の内容

被取得企業の名称：株式会社リスクマネジメント・アルファ

取得する事業の内容：保険代理店事業

②事業譲受の事由

株式会社リスクマネジメント・アルファより保険代理店事業を取得することにより、当社グループのさらなる事業展開及び収益拡大を目指すことによります。

③企業結合日

2019年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得した事業の取得原価及び対価の種類

取得の対価（現金） 53,256千円

取得原価 53,256千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー報酬 2,200千円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現在算定中であります。

(5) 企業結合日に受入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

譲受日に受ける資産は現在算定中であり、引き受ける負債はありません。

(6) のれん以外の無形資産に配分される金額及びその主要な種類並びに加重平均償却期間

現在算定中であります。

株主資本等変動計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年7月1日残高	738,722	485,971	443,900	929,872	2,440,086	2,440,086	△459,466	3,649,214
事業年度中の変動額								
新株の発行	44,376	44,376		44,376				88,752
剰余金の配当					△180,516	△180,516		△180,516
当期純利益					602,680	602,680		602,680
自己株式の取得							△57	△57
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	44,376	44,376	－	44,376	422,163	422,163	△57	510,859
2019年6月30日残高	783,098	530,347	443,900	974,248	2,862,250	2,862,250	△459,523	4,160,073

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2018年7月1日残高	1,440,962	100,697	5,190,873
事業年度中の変動額			
新株の発行			88,752
剰余金の配当			△180,516
当期純利益			602,680
自己株式の取得			△57
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	325,257	18,475	343,733
事業年度中の変動額合計	325,257	18,475	854,592
2019年6月30日残高	1,766,220	119,172	6,045,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

1) 仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2) 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 273,881千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 18,918千円 |
| 長期金銭債権 | 209,258千円 |
| 短期金銭債務 | 1,439千円 |
| 長期金銭債務 | 10,095千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	68,280千円
仕入高	5,747千円
その他の営業取引	6,355千円
営業取引以外の取引高	2,374千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,146,458	73	－	1,146,531

(注) 自己株式の増加73株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	6,197千円
貸倒引当金	460
株式報酬費用	36,407
一括償却資産償却超過額	978
未払社会保険料否認	1,729
未払事業税	11,195
未払事業所税	1,549
投資有価証券評価損	2,829
商品評価損	3,052
その他	694
繰延税金資産合計	65,093

(繰延税金負債)

労働保険料	△2,360
その他有価証券評価差額金	△779,499
繰延税金負債合計	△781,860
繰延税金負債の純額	△716,766

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	クラシテ株式会社	(所有) 直接 100.0	資金の借入、 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	545,000	短期借入金	－
	株式会社全日総管理	(所有) 直接 100.0	資金の貸付、 役員の兼任	－	－	長期貸付金	209,258
関連会社	スマートセキュリティサービス株式会社 (注) 2	(所有) 直接 25.0	資金の貸付、 役員の兼任	資金の回収 債権放棄 (注) 2 貸倒損失	9,944 80,000 55	破産更生債権等 (注) 2	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. スマートセキュリティサービス株式会社は、2017年6月19日付で株式会社スリー S より商号変更を行い、同年6月30日付で解散し、2019年1月24日に清算終了しており、取引金額は清算に伴う貸付金の一部回収及び債権放棄であります。これに伴い同社に対する貸倒引当金を取崩し、債権放棄額との差額を貸倒損失に計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 617円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 63円17銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。